

～西ノ島町教育魅力化協議会より～ 町の教育魅力化構想をつくっています！

～西ノ島町教育魅力化協議会とは～

平成29年度から、教育環境の向上と教育による移住・定住を目的に、地域住民・教育関係者・行政関係者による西ノ島町教育魅力化協議会が組織されました。

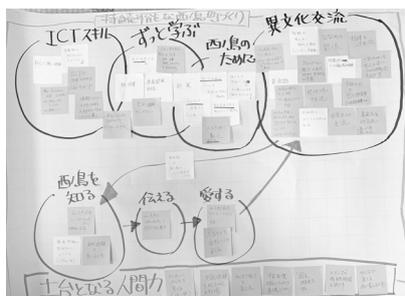
【主な取り組み】

- 西ノ島町教育魅力化構想の策定
- 「西ノ島しまっこ留学」による移住・定住の促進
- 中学校向けの「西ノ島学習塾」の運営
- ICT環境の整備 など

昨年度から今後の教育の根幹となる「教育魅力化構想」をつくっています。地域住民、保護者、保育園・小学校・中学校の教員、行政関係者などさまざまなメンバーが参加し、盛んに意見交換をしています。今年の秋の完成を目指して協議を進めております。



▲教育構想策定の様子



▲構想の素案



▲西ノ島しまっこ留学のPR



▲西ノ島学習塾で英語・数学を指導



▲オンライン個別指導(希望者のみ)

■各課連絡先 ※町内無料電話を利用する場合、番号の頭に「5」をつけて電話すると無料電話になります。

総務課・出納室・議会事務局 TEL.(08514)6-0101 FAX.6-0683

企画財政課 TEL.6-0105 町民課 TEL.6-0103 健康福祉課 TEL.6-0104

産業振興課 TEL.6-1220 教育課 TEL.6-0171 FAX.6-1028

観光定住課 定住係 TEL.7-8131 観光商工係 TEL.7-8777 別府支所 TEL.7-8101 FAX.7-8025

環境整備課 TEL.6-1748 FAX.6-0186 清美苑 TEL.6-1338(FAX兼用)

浦郷診療所 TEL.6-1211 FAX.6-1212 地域包括支援センター TEL.6-1182 FAX.6-1183

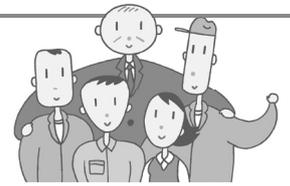
みた保育園 TEL.6-0450 FAX.2-2247 (浦郷シルバー会館)

*町長が町民の皆様のご意見、ご要望をお聞きするための FAX.6-1819



事業者による設備投資等に関して

税金の優遇措置が受けられるようになりました！



■「離島振興を促進するための西ノ島町における産業の振興に関する計画」を策定しました

この度、西ノ島町では「離島振興を促進するための西ノ島町における産業の振興に関する計画（以後、本計画）」を策定しました。本計画は西ノ島町のホームページで公開しております。

これにより、本計画の対象区域である西ノ島町内において、対象の事業を行う事業者が当該事業のために用いる設備の取得、建設、改修等を行った場合、税の優遇措置を受けることができるようになりました。

対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
対象設備等	機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、新增設、改修等

■税の優遇措置について

取得価格の一定割合に相当する額を、当該事業年度より5年間、割増して減価償却^{※1}できます（通常より多くの額を「費用」として計上することが許されるため、税負担が減少する）。対象や優遇内容は下表のとおりです。

※1 減価償却とは？

事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を「減価償却資産」といい、減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものです。「減価償却」とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続きです。

事業者の規模 (資本金)		5,000万円以下	5,000万円～1億円以下	1億円超
対象		機械・装置、 建物・附属設備、 構築物に係る取得等	機械・装置、 建物・附属設備、 構築物に係る取得等（新增設に限る）	
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農水産物等販売業・ 情報サービス業	500万円以上		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		令和3年3月31日まで		

■具体的な手続きについて

- 【事業者】 設備投資を実施する。
- 【事業者】 「確認申請書^{※2}」「申請内容が確認できる資料」により西ノ島町へ申請を行う。
- 【西ノ島町】
 - 1) 当該設備投資等が優遇措置の対象となるか。
 - 2) 産業振興に関する計画（本計画）に適合するか。
 1)、2)を確認後、「確認書」を申請した事業者へ交付する。
- 【事業者】 交付された「確認書」を添付し、税務署で確定申告を行う。



※2 確認申請書は西ノ島町HPにてダウンロードが可能です。HPでのダウンロードができない場合等は、役場 企画財政課（6-0105）までご連絡いただければお渡しいたします。